

安全衛生報

安衛委 No122
平成24年3月3日
安全衛生推進委員

車両系建設機械等による災害防止

年度末を迎え、作業間の連絡調整不足による事故が懸念されますので、防止対策を列記しますから実施して下さい。

○車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態等を調査し、その結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法を盛り込んだ作業計画を定め、それにより行う。

○機体重量3t以上の車両系建設機械は技能講習修了者等の資格者に、3t未満の車両系建設機械は、特別教育修了者に運転させる。

○作業指揮者及び誘導者には必要な安全衛生教育を行う。

○作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止の措置を講じる。やむを得ず作業員を立ち入らせる場合には、誘導者を配置する。

○誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。

○点検基準により作業開始前点検・月例

自主検査及び特定自主検査を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また元方事業者は、協力会社の点検方法を指導し、状況を確認する。

○車両系建設機械は、特定自主検査済の検査標章が貼付してあるものを使用する

○車両系建設機械のブーム・アーム及びダンプトラックの荷台を上げて修理点検を行う作業には、安全支柱、安全ブロック等を使用する。

○転落のおそれがある路肩の運転は、誘導者を配置して、その者の誘導により運転させる。また、軟弱地盤、凍結した地盤等での作業に当たっては、スリップ、転倒防止のための地盤の整備を行い敷板等を利用するほかチェーンの使用又は徐行等をさせる。

○岩石の落下等の危険のある場所では、堅固なヘッドガードを備える。

○車両系建設機械をトレーラ等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板の架け渡し角度は15度以下とし、滑り等による事故防止をするほか移送中に荷台からずれたり、滑ったりし

ないよう、ワイヤロープ、チェーン等荷台に固定させる。

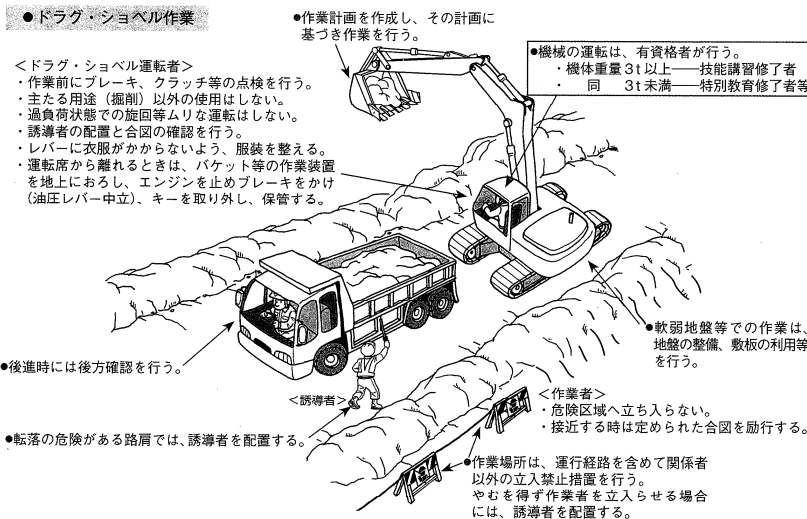
○機械の構造上定められている能力及び安定度を超えて作業させない。

○車両系建設機械は、作業の性質上やむを得ない場合で、かつ、専用の吊り上げ器具等を取り付けたもので、吊り上げ等の用途以外に使用してはならない。

建設業全県一斉監督実施結果

建設業における安全衛生水準の一層の向上を図り、労働災害防止の観点から、全ての労働基準監督署において建設現場に対し集中的に監督を実施した結果は別表のとおりであり、違反内容をみると、前年度の実施結果と比べ

建設機械・クレーン等災害の防止



	実施件数	法違反数	使用停止件数	法違反率
大規模・中規模建設工事	58	26	3	44.83%
小規模建設工事	土木工事	126	46	36.51%
	建築工事	77	37	48.05%
	木造家屋建築	123	71	57.72%
	小計	326	154	47.24%
合計	384	180	34	46.88%

請負金額1億9千万以下小規模建設工事

足場の中さんや幅木の未設置等の足場等の墜落防止措置に関する違反が小規模建設工事において増加していることから、引き続き監督指導を行うとともに、重大・悪質な法違反を繰り返す事業者及び重篤な労働災害を発生させた事業者については、司法処分を含め厳正に対処するとしてまいります

監督を実施した現場は38現場で、そのうち180現場が労働安全